

『飲食店営業、クリーニング、理容・美容、旅館等、生活衛生関係営業者に対する支援』 生活衛生関係営業への支援

生活衛生関係営業の計画的な振興を図る観点から、生活衛生関係営業者は、経営相談・指導を受けることができます。さらに、衛生水準を高め、経営の近代化を促進するために必要な資金については、株式会社日本政策金融公庫から融資を受けることができます。

対象となる方

理容業、美容業、興行場営業、旅館業、公衆浴場業、クリーニング業、飲食店営業(すし、そば・うどん、中華料理、料理、一般飲食、社交)、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業および氷雪販売業を営む事業者

支援内容

(1) 相談・指導事業

都道府県生活衛生営業指導センターにおいて、経営指導員による経営上必要な融資、税務、労務管理等の相談・指導の実施、また、株式会社日本政策金融公庫による貸付制度の効果的な活用の指導を受けることができます。

(2) 融資事業

株式会社日本政策金融公庫において、生活衛生関係営業者向けの融資制度(生活衛生資金貸付)を実施しております。各貸付制度の詳細については、下記にお問い合わせください。

<貸付制度の例>

生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(衛経融資)

○貸付対象者

常時使用する従業員の数が5人以下(旅館業および興行場営業は20人以下)の生活衛生関係営業者

○貸付限度額

2,000万円

○貸付金利

年1.30%(令和5年3月1日現在)

※金利は変動します。詳しくは下記問い合わせ先にご確認ください。

○貸付期間

設備資金10年以内、運転資金7年以内

○措置期間

設備資金2年以内、運転資金1年以内

○担保等

無担保・無保証人

※この貸付制度を利用しようとする場合は、生活衛生関係営業者の属する業種の生活衛生同業組合(組合が未結成の場合には、都道府県生活衛生営業指導センターまたは都道府県生活衛生営業指導センターの指定する組合)からの融資の推薦を受ける必要があります。

なお、融資の推薦を受けるためには、①経営特別相談員または経営指導員の指導・審査および②生活衛生同業組合における特別融資審査委員会の審査が必要です。

振興事業貸付

振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合または生活衛生同業小組合の組合員の方が設備資金や運転資金の融資を受けられる制度です。この制度では、振興事業に係る事業計画書を策定し、生活衛生同業組合から確認を受けた場合は、さらに低利で融資を受けることができます。

ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

お問い合わせ先

厚生労働省
医薬・生活衛生局生活衛生課管理係
電話：03-5253-1111(内線 2434)
日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)
事業資金相談ダイヤル
電話：0120-154-505

工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業 (SHIFT 事業)

工場・事業場における脱炭素化のロールモデルとなる取組を支援します。

支援内容

1. 事業目的

- ・2030 年度削減目標の達成や 2050 年カーボンニュートラルの実現に資するため、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組※を推進し、また、脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。※削減目標設定、削減計画策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の組合せ
- ・さらに、脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、個社単位の取組を超えて、企業間で連携してサプライチェーンの脱炭素化に取り組む先進的なモデルを創出する。

2. 事業内容

①CO2 削減計画策定支援(補助率: 3/4、補助上限: 100 万円)

中小企業等による工場・事業場での CO2 削減目標・計画の策定を支援

※CO2 排出量をクラウド上でリアルタイムで見える化し運用改善を行う DX 型計画は、補助上限 200 万円

②省 CO2 型設備更新支援

【A.標準事業】

工場・事業場単位で 15%以上又は主要なシステム単位で 30%以上削減する CO2 削減計画に基づく設備更新を補助(補助率:1/3、補助上限:1 億円)

【B.大規模電化・燃料転換事業】

主要なシステム単位で、以下の i) ii) iii) の全てを満たす CO2 削減計画に基づく設備更新を補助(補助率: 1/3、補助上限:5 億円)

i) 電化・燃料転換、ii) CO2 排出量を 4,000t-CO2/年以上削減、iii) CO2 排出量を 30% 以上削減

【C.中小企業事業】

中小企業等による CO2 削減計画に基づく設備更新に対し、以下の i) ii) のうちいずれか低い額を補助(補助上限:0.5 億円)

i) 年間 CO2 削減量×法定耐用年数×7,700 円/t-CO2(円)、ii) 補助対象経費の 1/2(円)

③企業間連携先進モデル支援(補助率:1/3、1/2、補助上限5億円)

Scope3 削減目標を有する企業が主導し、複数サプライヤーの工場・事業場を対象とした計画策定・設備更新・実績評価を2力年以内で行う取組を支援(金融機関も参画の場合は重点支援)

参照情報

SHIFT 事業ウェブサイト: <https://shift.env.go.jp/>

お問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室
電話: 0570-028-341

『初期費用を抑えて脱炭素機器を設備導入したい』 脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業

脱炭素機器のリース料低減を通じて、ESG 要素を考慮した取組を促進し、サプライチェーン全体での脱炭素化に貢献する中小企業等を支援致します。

対象となる方

1. 個人事業主、中小企業。(中小企業の要件は別途条件があります)
2. 政府機関、地方公共団体又はこれに準ずる機関でないこと。
3. サプライチェーン上の脱炭素化に資する以下の ESG 要素を考慮した取組を行っている者。

用途・対象物

1. 対象となるリース契約
 - ・環境省が定める基準を満たす脱炭素機器に係る契約であること。
2. 対象となる脱炭素機器
 - ・業務部門・産業部門・運輸部門

対象地域

- ・日本国内に脱炭素機器を設置する契約であること。

支援内容

- ・適格要件を満たした中小企業等が脱炭素機器をリース導入した場合に、当初リース契約期間の総リース料(消費税及び再リース料を除く)の1～4%の補助金を指定リース事業者に対して交付します。
- ・更に、ESG 要素を考慮した優良な取組には、1%上乘せします。また、リース先(中小企業等)及び指定リース事業者の両社が ESG 要素を考慮した優良な取組を行っている場合、極めて先進的な取組として、2%上乘せします。

ご利用方法

- ・補助金申請は環境省から指定を受けた指定リース事業者が行います。そのため、リース先では補助金申請の手続きは必要ありません。
- ・リース先の ESG 要素取組方針の証憑他、提出物があります。

参照情報

パンフレット

<https://www.env.go.jp/content/000041617.pdf>

- ・詳細については執行団体が定める交付規程等を確認ください。

お問い合わせ先

環境省 大臣官房
環境経済課 環境金融推進室
電話:03-3581-3351

『地球温暖化対策のための設備投資資金借入れの際に利子の負担を抑えたい』 地域脱炭素融資促進利子補給事業

地域脱炭素融資促進利子補給事業では、脱炭素に向けた戦略策定や ESG 融資に積極的に取り組む地域金融機関を支援し、脱炭素化に向けた投資を促進します。

対象となる方

環境 (Environment)、社会 (Social)、企業統治 (Governance) の要素を考慮して行う地域循環共生圏の創出に資する省エネ・再エネ設備投資を行う融資を行った地域金融機関。

本事業では、民間事業者による地球温暖化対策のための設備投資に対して地域金融機関が行う融資を対象としております。

なお、融資先事業者は自らの二酸化炭素排出量を算定する必要があります。

交付対象となる融資の要件については、交付規程等を参照願います。

用途・対象物

地球温暖化対策のための設備投資の具体例

- ・太陽光発電設備及び自家消費のための自営線及び蓄電池
- ・バイオマス発電設備
- ・水力発電設備
- ・省エネ性能の高い機器 (製造設備、LED 照明、空調設備等)
- ・事務所の省エネ改修 (断熱性の高い断熱材、サッシ及び断熱ガラス材等)

支援内容

投融资を通じた地域の脱炭素化に積極的に取り組む地域金融機関※を対象に、地球温暖化対策のための設備投資に対する融資について、年利 1.0% を限度に利子補給を行う。

※TCFD が開示を推奨する項目に沿った情報を開示する地方銀行及び“E”に着目した ESG 融資に関する数値目標を設定する信用金庫又は信用組合

融資利率の範囲	利子補給利率
1.3% ≤ 融資利率	利子補給利率 = 1.0%
0.3% ≤ 融資利率 < 1.3%	利子補給利率 = 融資利率 - 0.3%
融資利率 < 0.3%	対象外

ご利用方法

補助金の交付申請は、指定金融機関が行います。

指定金融機関の採択情報は補助事業者の HP から確認いただけます。

なお、補助金交付にあたっては融資実行及び工事着工日の前に申請が必要となります。予めご注意ください。

お問い合わせ先

環境省 大臣官房
環境経済課 環境金融推進室
電話: 03-3581-3351

『ITの活用を専門家に相談したい』 ITに関する専門家派遣・オンライン相談

IT経営に関する高度な知見と実績を有する専門家の派遣および専門家とのオンライン相談により、中小企業・小規模事業者のITリテラシーを高め、IT導入による生産性向上、販路拡大を促進します。

対象となる方

ITを活用して経営力の向上を目指す中小企業者

支援内容

○戦略的CIO育成支援事業

IT経営に関する高度な知見と実績を有する専門家を派遣し、情報セキュリティにも配慮しつつ、IT導入・運用のプロジェクトに対するアドバイスを行うと同時に、ITを活用した経営課題の解決を通じ、プロジェクトのリーダーが企業内CIOとして求められるスキルを習得することを支援します。

事業名	通称	概要	費用	標準支援期間と回数
IT企画・導入	CIO-A（企画・導入）	IT活用、導入の具体的なアドバイス IT人材の育成	17,500円／人日	10か月20回程度
IT構想策定	CIO-B（構想策定）	IT活用、導入に向けた構想・計画策定をサポート	17,500円／人日	4か月8回程度

○IT経営相談センター

（独）中小企業基盤整備機構が運営する、ITに関する無料オンライン相談のサービスです。

相談は予約制です。1回あたり60分で、複数回ご利用可能です。実務経験豊富なITの専門家が、IT利活用や導入についての課題を整理・見える化し、解決に向けた実践的なアドバイスをします。



<https://it-sodan.smrj.go.jp/>
ご相談のお申し込みはこちらから

○IT経営簡易診断

専門家との3回の面談を通して、経営課題・業務課題を全体最適の視点から整理・見える化し、IT活用可能性を無料でご提案します。

○IT関連の専門家等派遣事業

全国各地に設置されているよろず支援拠点および地域プラットフォームではITの活用に関する相談を受け付けています。また、専門性の高い支援が必要な場合には、より専門的な知識を有する専門家を派遣します。（304頁参照）

ご利用方法

お問い合わせ先

- 戦略的CIO育成支援事業・IT経営相談センター・IT経営簡易診断のご利用方法
（独）中小企業基盤整備機構（電話：03-5470-1564）までご連絡ください。

『様々な経営課題を解決して欲しい』 よろず支援拠点 (中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業)

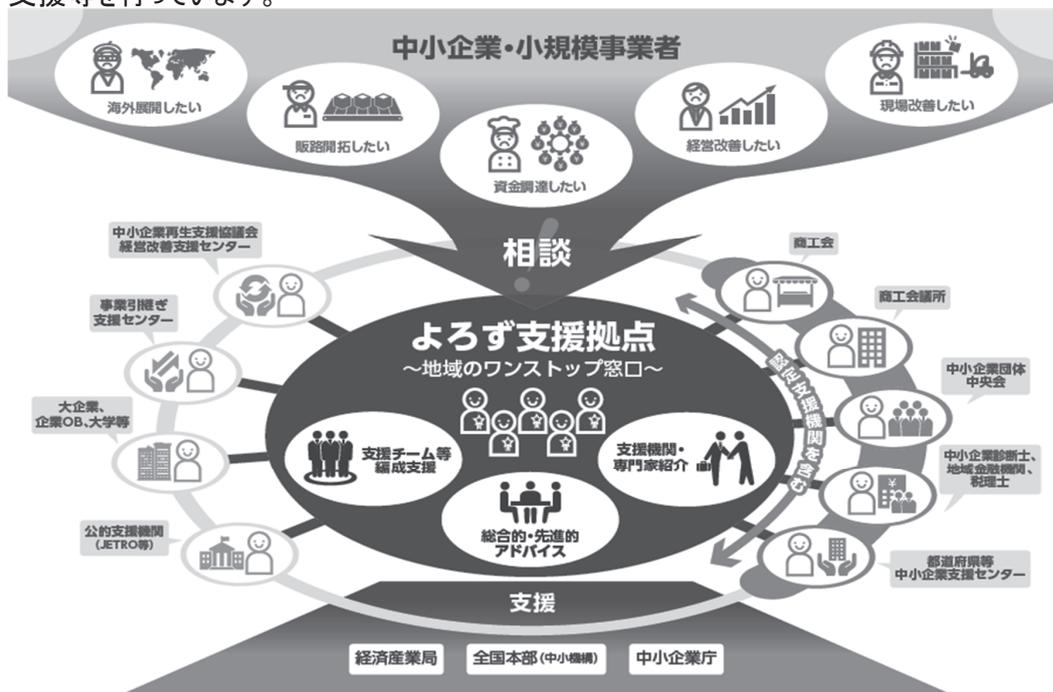
地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

対象となる方

経営上の様々な悩みを抱えておられる中小企業・小規模事業者、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方。

支援内容

経営コンサルティング、IT やデザイン、知的財産等の様々な分野の専門家が中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題の相談に無料で対応しています。経営課題が明確でない中小企業・小規模事業者等に対しても、経営課題の分析、的確な支援機関の紹介、複合的な課題へのチーム支援等を行っています。



ご利用方法

まずは、お近くのよろず支援拠点にご相談ください。
各都道府県よろず支援拠点一覧



お問い合わせ先

中小企業庁
経営支援部 経営支援課
電話: 03-3501-1763

『高度・専門的な経営課題を解決して欲しい』

専門家派遣(中小企業 119)

(中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業)

中小企業・小規模事業者が抱える経営課題が、内外の事業環境の変化により高度化、複雑化している中で、事業の各段階に応じた様々な経営課題・支援ニーズに対応するため、専門家派遣を実施します。

対象となる方

中小企業・小規模事業者および起業を目指す者であって、国内に主たる事務所または事業所を有する者

(起業に係る場合にあつては、国内に主たる事務所または事業所を設置しようとする者)

支援内容

中小企業・小規模事業者等からの経営相談を受けたよろず支援拠点または地域プラットフォーム※の構成機関が、相談対応した際に当該機関では解決が困難な経営課題について、それぞれの課題に対応した専門家を派遣し、その解決を支援します。

一の中小企業・小規模事業者等が1年度当たりを受けられる専門家派遣は、5回まで。1回目は無料、2回目以降は一部費用負担が必要です。

※地域プラットフォーム

商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関による、中小企業支援を目的に連携した組織体。平成 25 年度から設置。

ご利用方法

お近くのよろず支援拠点または地域プラットフォームの構成機関にご相談ください。中小企業 119 の WEB サイトで近隣の支援機関の検索ができます。

必要に応じて、よろず支援拠点または地域プラットフォームの構成機関が専門家派遣を申請します。

参照情報

中小企業 119 サイト <https://chusho119.go.jp/>

お問い合わせ先

専門家派遣事業 事務局

電話: 03-5542-1685

『企業経営における課題について具体的な相談をしたい』 中小企業基盤整備機構・中小企業支援センター

中小企業者が直面する経営上の課題について、専門家が適切な助言や支援をします。

対象となる方

様々な経営課題を抱える中小企業者の方

支援内容

1. 独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構) 各地域本部

全国9ブロックに設置されている中小機構各地域本部では、経営課題の解決に取り組む中小企業者の方々を対象に、豊富な実務経験と支援実績を持つ専門家を派遣し、支援終了後も自律的・持続的に成長可能な仕組み作りをサポートします。

- ・ハンズオン支援(専門家派遣)、事業再構築ハンズオン支援
- ・経営アドバイス(対面相談・WEB相談)、メール経営相談
- ・経営相談チャットサービス「E-SODAN」

※E-SODANは、パソコンやスマホで利用でき、AIチャットボットが対応します(24時間対応)。

また、平日9時～17時は、専門家(中小企業診断士)にチャットで相談ができます。

LINEからも利用いただけます。アカウント名: 中小機構_チャット経営_起業相談

- ・「経営相談ホットライン」(電話経営相談)
- ・情報の提供
- ・カーボンニュートラルに関する相談(WEB相談)

2. 都道府県等中小企業支援センター

中小企業の経営全般に知見を有する専門家が、政府系金融機関や中小企業支援機関と連携しながら、中小企業の方が抱える問題解決のためアドバイス等の様々な支援を行います。

ご利用方法

下記連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構各地域本部
企業支援課

URL: <https://www.smrj.go.jp/sme/enhancement/hands-on/index.html>

オンライン経営相談「E-SODAN」

URL: <https://bizsapo.ai.smrj.go.jp/>

(専門家とチャットの受付は、平日9:00～17:00)



Web [はこちら](#) LINE [はこちら](#)

経営相談ホットライン 電話: 050-3171-8814(受付時間: 平日9:00～17:00)

カーボンニュートラルに関する相談(WEBページからお申し込みください。)

URL: <https://www.smrj.go.jp/sme/consulting/sdgs/favgos000001to2v.html>

各都道府県等中小企業支援センター

URL: https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/15

『中小企業・小規模事業者が抱えている経営面での問題に関する相談がしたい』 商工会・商工会議所の窓口

経営上の様々な問題は、商工会・商工会議所にご相談ください。経営指導員がいつでも中小企業・小規模事業者のみなさまのご相談に応じます。

対象となる方

中小企業・小規模事業者の方

支援内容

中小企業・小規模事業者の経営に詳しい、いわば経営面でのホームドクターともいうべき経営指導員が、相談に応じます。

(例) * 金融・信用保証など * 税務、経理、労務、社会保険など * 経営・技術の改善、知的財産権、商取引・販路開拓など * 新型コロナウイルス感染症等の影響や最低賃金引上げ、デジタル化、インボイス制度導入など * 各種支援金・補助金等申請サポートなど

このほかこんな事業を実施しています

(例) * 税理士、公認会計士、弁護士による無料相談コーナー * 各種経営セミナー・講演会 * 技術士や店舗プランナーなど様々な分野の専門家の派遣 * 年末調整や決算、申告手続などの記帳指導 * 創業や新事業展開を目指している方への支援

お問い合わせ先

お近くの商工会・商工会議所

(商工会については、全国商工会連合会 URL: <http://www.shokokai.or.jp/>)

(商工会議所については、日本商工会議所 URL: <http://www.jcci.or.jp/>)

『中小企業経営に関する総合的な情報を入手したい』 J-Net21 中小企業ビジネス支援ポータルサイト

中小企業施策の情報を中心に、企業事例集や経営に役立つ情報などをインターネットで提供します。

対象となる方

中小企業に関する施策等の情報が必要な中小企業者、創業予定者、中小企業支援担当者等

支援内容



経営課題を解決する羅針盤

- (1) 経営力向上に役立つ情報
 - ・経営者の悩みに答える「ビジネス Q&A」
 - ・経営者向けの教科書「経営ハンドブック」
 - ・3つの質問に答えると経営課題解決のヒントが得られる「経営のヒント」
 - ・決算情報を入力して経営状態を点検できる「経営自己診断システム」
- (2) 起業・創業に役立つ情報
 - ・起業を思い立ってから開業するまで、必要な情報をステップごとにまとめた「起業マニュアル」
 - ・300以上の業種の業界トレンドや開業手続きをまとめた「業種別開業ガイド」
 - ・LINE でいつでもどこでも 24 時間起業の相談ができる「起業ライダーモデル」
- (3) 支援情報
 - ・補助金・助成金など全国の中小企業支援機関が提供している最新の施策情報を、地域や目的別に検索できる「支援情報ヘッドライン」(スマホアプリも利用可能)
 - ・新型コロナウイルスに関する補助金や助成金の情報を集めた「新型コロナウイルス関連情報」
- (4) 特集・事例
 - ・SDGs や BCP、事業承継、創業など、様々なテーマについての企業の取り組み事例や解説記事。
 - ・課題解決の事例をストーリー仕立てのマンガで読むことができる「中小タスクが行く！」。
- (5) 中小企業 NEWS
 - 注目の補助金・助成金などの重要施策やイベントの情報をピックアップ

ご利用方法

J-Net21 に今すぐアクセス！

参照情報

J-Net21
※中小企業庁のウェブサイトからもアクセス可能です

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構
広報統括室 広報課
電話：03-5470-1519

『高度な知識・技能を有する外国人材の採用から活躍までを支援します！』 高度外国人材活躍推進プラットフォーム

企業による留学生を含む高度外国人材の採用から活躍までを継続的に支援します。

対象となる方

高度外国人材の活用を考えている／活用している中小企業
日本企業での就労に関心のある高度外国人材
高度外国人材の就労を支援する専門家 等

支援内容

JETROを事務局として以下の支援を提供します。

1. ポータルサイトでの情報提供・問合せへの対応

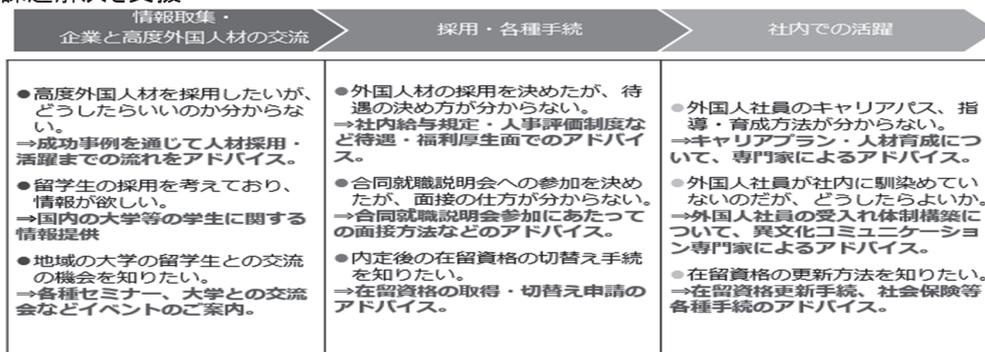
JETRO HP 上のポータルサイト(*)にて、各省庁横断的な施策情報を一元的に発信
?掲載情報: イベント情報(セミナー等)、政策・制度の概要、就職関連情報 等

2. ジョブフェア・セミナーの機会提供

公的機関が携わる高度外国人材に関するジョブフェア、セミナー等の実施

3. 専門家による伴走型支援

採用、各種手続き、社内での活躍等について、継続的な情報提供や個別相談を実施し、採用から活躍までの課題解決を支援



ご利用方法

詳細はポータルサイト(*)にアクセスいただくか、高度外国人材活躍推進プラットフォーム事務局または最寄りのJETRO貿易情報センターにお問い合わせください。

(*)高度外国人材活躍推進ポータル“Open for Professionals” URL: <https://www.jetro.go.jp/hrportal>



お問い合わせ先

JETRO 高度外国人材活躍推進プラットフォーム事務局

電話: 03-3582-4941

E-mail: OpenforProfessionals@jetro.go.jp

東京、大阪JETRO本部及び全国 48 の貿易情報センター

JETRO国内事務所一覧 URL: <https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/>

『お助け隊サービス』 サイバーセキュリティお助け隊サービス制度

中小企業の皆様がサイバーセキュリティ対策に不可欠な各種サービス(相談窓口、異常の監視、緊急時の対応支援、簡易サイバー保険など)をワンパッケージで安価に提供するサービスです。

対象となる方

自社のサイバーセキュリティ対策について「対策が十分にできているかわからない」「知識のある担当者がいない」といった悩みを抱える中小企業・小規模事業者

支援内容

IPAでは、中小企業における情報セキュリティ対策の強化を目的に、「サイバーセキュリティお助け隊サービス」制度を運営しています。サイバーセキュリティお助け隊サービスは、サイバー攻撃の検知や緊急時の対応支援、簡易サイバー保険など、中小企業のセキュリティ対策に有効なサービスを安価に、かつ、ワンパッケージで提供するものです。

専門的な知識がなくても、安価で複合的な対策をまとめて講じることができるため、人的リソースやコスト面で課題を抱える中小企業の皆様にも導入しやすいサービスになります。



サイバーセキュリティお助け隊

手遅れになるまえに、
手を打つ。

サイバーセキュリティ
お助け隊

サイバーセキュリティ問題、起こる前に考えよう!

見守り <small>(異常の監視)</small> 24時間365日監視 挙動や問題のある攻撃を 検知しあなたのPCと ネットワークを守ります。	駆付け <small>問題が発生したときに、 地域のIT事業者等が 駆付け対応します。 (リモート支援の場合あり)</small>	保険 <small>簡易サイバー保険で、 駆付け支援等インシデント 対応時に突発的に発生する 各種コストが補償されます。</small>
---	---	--

ワンパッケージで安価に!

ご利用方法

「サイバーセキュリティお助け隊サービス」ユーザー向けサイトのサービスリストをご覧ください。

URL: <https://www.ipa.go.jp/security/otasuketai-pr/>



お問い合わせ先

独立行政法人情報処理推進機構(IPA) セキュリティセンター 企画部 中小企業支援グループ

電話: 03-5978-7508

E-Mail: isec-otasuketai@ipa.go.jp

『情報セキュリティ対策の意識向上を図りたい』 SECURITY ACTION (情報セキュリティ対策自己宣言)

中小企業の皆様が情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言し、それらの実践を促すためのロゴマークと情報セキュリティ対策の情報を提供します。

対象となる方

情報セキュリティ対策に取り組む全ての中小企業・小規模事業者

支援内容

情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言した中小企業者に対して2段階の取り組み目標に応じたロゴマークを提供します。パンフレット、名刺、ウェブサイト等に表示することで中小企業者の取り組みのPRにつながります。また、メール配信を通じて情報セキュリティ対策に役立つ情報を定期的に提供します。

＜★1つ星＞「情報セキュリティ5か条」に取り組むことを宣言する。



セキュリティ対策自己宣言

＜★★2つ星＞「5分でできる！情報セキュリティ自社診断」で自社の状況を把握したうえで、情報セキュリティ基本方針を定め、外部に公開したことを宣言する。



セキュリティ対策自己宣言



●25項目の設問に答えるだけ ●ポリシーの雛形などを提供

ご利用方法

SECURITY ACTION 自己宣言者ウェブサイトをご覧ください。

URL: <https://www.ipa.go.jp/security/security-action/index.html>



お問い合わせ先

独立行政法人情報処理推進機構(IPA) セキュリティセンター 企画部 中小企業支援グループ

電話 : 03-5978-7508

E-Mail: security-action-info@ipa.go.jp

『パソコンのウイルス対策、情報漏えい対策を強化したい』 情報セキュリティ対策支援サイト

中小企業の皆様が自社の情報セキュリティ対策(パソコンのウイルス対策、情報漏えい対策)を推進するための自社診断ツールや各種教材を提供するサイトを開設しています。

対象となる方

自社の情報セキュリティ対策を「始めたい」「学びたい」「強化したい」と考えている中小企業・小規模事業者

支援内容

以下2つのサービスを無償提供しています。

・「5分でできる！情報セキュリティ自社診断」

25個の診断項目に答えるだけで、自社の情報セキュリティの状況を簡単にチェックできるウェブアプリケーションです。強化すべきポイントがわかり、前回の診断結果や全体平均、同業種平均との比較が行えます。



推奨する資料、ツール一覧

結果

診断の結果に合わせてお薦めする資料およびツールです。

※ ツール: 5分でできる！情報セキュリティ自社診断パンフレット

結果のコメント:

「5分でできる！情報セキュリティ自社診断(パンフレット)」は、診断結果の各チェック項目に
つなげることで、このパンフレットを見れば対策がわかります。

※ ツール: 中小企業向け情報セキュリティ対策ガイドライン

結果のコメント:

本ガイドラインは、「中小企業向け情報セキュリティ対策ガイドライン」(2009年)について、新たな
規定や最新のセキュリティ対策や脅威を踏まえて改訂されたものです。

※ ツール: 情報セキュリティ対策ヘルプデスク

結果のコメント:

本ヘルプデスクは、情報セキュリティ対策に関するお問い合わせ、疑問に答えることで、自
社のセキュリティ対策を推進するためのツールです。

※ ツール: 情報セキュリティ

結果のコメント:

「情報セキュリティ」は、一般的に情報セキュリティ対策の重要性を認識し、実践せよと
いうメッセージを、企業や個人に届けてもらうためのツールです。

- 設問に当てはまる選択肢を選ぶだけ
- 結果も自動的に集計
- 結果に応じた推奨資料を表示

・「5分でできる！情報セキュリティポイント学習」

基本的な情報セキュリティ対策を学べる Web アプリケーションです。「5分でできる！自社診断」の25個の診断項目と連動しており、弱点を効率的に学習することができます。



【確認テスト】 No.1

Q1: 本題

パソコンソフトの脆弱性 (ぜいじゃくせい) への対策で誤りなのはどれでしょう。

A1: 脆弱性 (ぜいじゃくせい) を修正するソフトウェアをインストールする。

※:脆弱性 (ぜいじゃくせい) は、ソフトウェアの脆弱性を指し、ソフトウェアの脆弱性を指す。

※:脆弱性 (ぜいじゃくせい) は、ソフトウェアの脆弱性を指し、ソフトウェアの脆弱性を指す。

Q2: 本題

脆弱性 (ぜいじゃくせい) を修正するソフトウェアをインストールする。

※:脆弱性 (ぜいじゃくせい) は、ソフトウェアの脆弱性を指し、ソフトウェアの脆弱性を指す。

※:脆弱性 (ぜいじゃくせい) は、ソフトウェアの脆弱性を指し、ソフトウェアの脆弱性を指す。

- 事例を疑似体験しながら対処法を学べます
- 確認テストで理解度が図れます

ご利用方法

情報セキュリティ対策支援サイトの「5分でできる！自社診断&ポイント学習」をご覧ください。

URL: <https://security-shien.ipa.go.jp/index.html>



お問い合わせ先

独立行政法人情報処理推進機構(IPA) セキュリティセンター 企画部 中小企業支援グループ

電話: 03-5978-7508

E-Mail: isec-secushien-info@ipa.go.jp

『働き方改革の実現に取り組む事業主の方を支援します』
中小企業・小規模事業者に対する働き方改革推進支援
(働き方改革推進支援センター)

働き方改革関連法が順次施行されている中、中小企業・小規模事業者等が抱える様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、47 都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、労務管理等の専門家が技術的な支援を無料で行います。

対象となる方

全ての事業主の方がご利用いただけます。

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からのご連絡をお待ちしております。

- ・ 36 協定について詳しく知りたい
- ・ 非正規雇用労働者(パート・アルバイト、有期契約社員)の待遇を改善したい
- ・ 同一労働同一賃金について何をすればいいのか知りたい
- ・ 生産性を上げて賃金を上げたい
- ・ 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- ・ 助成金を利用したいが、利用できる助成金がわからない 等

支援内容

社会保険労務士等の専門家が、事業主の方からの労務管理上のお悩みをお聞きし、就業規則等の整備方法や助成金の活用などを含めたアドバイスを無料で行います。

具体的には、以下の支援を実施していますので、お気軽にご利用ください。

(1) 個別相談支援

- ・ 窓口(来所)、電話、メールなどによる相談、問い合わせを受け付けています。
- ・ 希望に応じて、企業へ直接訪問してのコンサルティングやオンラインによるコンサルティングも行っています。

(2) 働き方改革セミナーの開催

- ・ 働き方改革関連法の周知、その取組に向けた労務管理の手法、助成金の活用方法などについての企業向けのセミナーを随時開催しています。

ご利用方法

最寄りの働き方改革推進支援センターへご相談ください。

参照情報

働き方改革推進支援センターのご案内

お問い合わせ先

各働き方改革推進支援センター
一覧は以下のウェブサイトをご覧ください。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>



『職場のトラブルに関して相談がしたい』 個別労働紛争解決制度

解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げなどの労働条件のほか、募集・採用、職場でのいじめ・嫌がらせなど、労使双方からのあらゆる労働相談を専門の相談員が面談あるいは電話でお受けしています。また、労働紛争を早期に解決するため、都道府県労働局長の助言・指導および紛争調整委員会によるあっせんも行っています。

対象となる方

中小企業者を含む事業主の方、労働者の方

支援内容

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、早期に解決を図ることを目的に、以下の支援を行っています。

1. 総合労働相談

都道府県労働局、各労働基準監督署などに総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員があらゆる労働問題に関する相談をお受けしています。

2. 助言・指導

民事上の個別労働紛争について、自主的な解決を促進するために、都道府県労働局長が解決の方向を示す助言・指導を行っています。

3. あっせん

都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授など労働問題の専門家）が中立な第三者として紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の簡易・迅速な解決を図ります。手続利用の費用はかかりません。また、手続は非公開で行われます。

ご利用方法

ご利用方法等、制度の詳細については厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

参照情報

個別労働紛争解決制度（労働相談、助言・指導、あっせん）

お問い合わせ先

都道府県労働局
雇用環境・均等部（室）内
総合労働相談コーナー



URL: <https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>